

第8回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和元年(2019年)11月12日(火) 13:30~15:30

場 所 かでる2・7 1070会議室

出席者 別添出席者名簿のとおり

1 開 会

事務局：

それでは定刻前ではありますが、委員の皆様お集まりいただきましたので、これから、第8回受動喫煙防止対策専門部会を開催いたします。

私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課担当主幹をしております夕下です。よろしくお願いいたします。

議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は13名の委員の方々のうち10名の委員の皆様にご出席をいただいておりますけれども、所属団体の役員改選に伴いまして、委員の変更がございますので、ご紹介をさせていただきます。北海道歯科医師会の青木(あおき)委員の後任でございます、田西委員でございます。(田西委員自己紹介)

田西委員：

田西です。よろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、北海道保健所長会の廣島委員の後任であります高垣委員でございます。

高垣委員：

高垣です。よろしくお願いいたします。

事務局：

続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、次第ですけれども、下段の方に配付資料一覧と書かれてありますけれども、次第の他に、委員名簿、配席図、資料1、A3版で4枚綴り三つ折りのものですが、それと資料2が条例の素案(案)という形で1枚もの、3つ目参考資料としてA4の横版となっておりますけれども、他県における受動喫煙防止条例の主な罰則(過料)についてということで、資料は以上となっておりますので、不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

それでは、これからの進行につきましては、大西部会長にお願いいたします。

2 議 題

大西部会長：

札幌医大の大西でございます。

本日は、スムーズな議事進行にご協力の程、よろしくお願いいたします。本日は2つ議題

が設定されておりまして、次第にありますけれども、(1)の条例素案の検討、こちらが協議事項となっており、(2)が条例制定に向けた今後のスケジュールということで、こちらが報告事項となっております。では、はじめの協議事項、(1)条例素案の検討について、まずは事務局の方から協議の進め方についての、ご説明をよろしく申し上げます。

事務局：

地域保健課健康づくりグループの佐土でございます。

まずは、資料について説明させていただきます。A3横の資料1をご覧ください。左から、第6回目までの専門部会で取りまとめました「条例骨子となる基本的な考え方」、その右側は、第5回の専門部会で取りまとめた「条例制定の方向性」、その真ん中の欄は今年の8月以降の「主な議会議論の状況」、右から2番目の欄は、条例骨子に対するパブリックコメントの主な意見と10月25日に開催されましたがん対策推進委員会でいただいたご意見、右端の欄は、7回目の書面による専門部会で、皆様からいただきました意見を参考としつつ、大西部会長と相談のうえまとめました「条例素案作成に向けた協議の方向性」となっております。

作成する条例素案のイメージについてですが、資料2をご覧ください。こちらの資料は、まだ骨子の内容となっておりますが、条例素案は、この様式により、本日ご協議いただく内容を踏まえまして、部会長と相談のうえ、修正や追加記載等を行い、作成することとしております。

本日の協議の進め方ですけれども、「条例素案作成に向けた協議の方向性」につきまして、部会長による進行のもと、それぞれ協議の論点に沿ってご協議いただきたいと考えております。条例骨子、議会議論、パブリックコメント、協議の方向性の順に私から説明させていただきますので、目的や基本理念など、各項目ごとに区切って協議していただきたいと考えております。

それではよろしく申し上げます。

大西部会長：

それでは、よろしいでしょうか。それでは、各項目毎に見ていきたいと思っておりますけれども、まず「目的」と「基本理念」について、事務局の方から続けてご説明の方をお願いします。

事務局：

それでは、目的、基本理念についてですが、条例骨子では、受動喫煙防止対策の理念を定め、道、道民等、事業者及び関係団体の責務を明らかにし、防止対策を総合的に推進することとしております。

また、理念として、たばこの煙が及ぼす健康影響を認識し、受動喫煙ゼロの実現を目指すとともに、20歳未満の者や妊婦には特に配慮することとしています。

主な議会議論としまして、基本的施策の各項目にある対策で受動喫煙ゼロの実現を目指すことができるのか非常に疑問、具体的にどのように進める考えか、との質問に対しまして、受動喫煙の防止対策の推進に関する理念を定め、道、道民、事業者、関係団体の責務を明

らかにし、それぞれの責務のもと、協働で道民運動として、受動喫煙ゼロの実現を目指す、といったことを答弁しています。

パブリックコメントとしましては、まずは目的について、国の健康増進法と同程度の規制では条例を作る意味がない、といった意見の一方で、努力義務とはいえ、道民の意識を大きく向上させる契機になる、といった意見、また、がん対策推進委員会においては、喫煙者に配慮された内容に感じる、北海道は喫煙率や肺がん死亡率等が高いことから、もっと厳しくすべき、といった意見がありました。

基本理念のパブリックコメントでは、受動喫煙ゼロを目指すのであれば禁煙条例、といった意見の一方で、この条例は、「受動喫煙ゼロ」を目指しており、禁煙の推進を目的とするものではない、といった意見がありました。

また、20歳未満の者、妊婦への配慮について、妊婦は喫煙をしてはならないを規定すべき、といった意見もありました。

一番右側の協議の方向性としては、目的は、条例骨子を基本とした協議、理念については、全ての者に受動喫煙を生じさせない旨を追加するかどうか、道民運動として推進する旨を追加するかどうかということになります。括弧書きの部分につきましては、以前、書面開催とした6回目の部会の資料で説明いたしましたが、患者といった健康上配慮が必要な方は、外見だけで判断できず、受動喫煙を配慮する際の実効性が確保できないといった状況にありまして、骨子には記載しておりませんでした。事業主であれば雇用する方々の健康状態を把握しているといった観点から、事業者の責務に追加してはどうか、ということの後ほどの事業者の責務の論点として、協議をお願いしたいと思います。それではお願いします。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。では、「目的」についてですけれども、こちらに関しては基本的には、条例骨子を基本として取りまとめてはいかかという方向性で案としてはまとめておりますけれども、委員の皆様から何か追加等ございますでしょうか。

古川特別委員：

基本的に骨子を基本として進めていくということに、異論があるわけではないんですが、パブコメでも色んなご意見がでていっている中で、まず、喫煙そのものは違法ではない、たばこを吸うことは基本的人権として認めるという判例もあるわけで、改正健康増進法も喫煙は認められているということが前提になっているというふうに思います。このことは、権利があった場合、大小に関係なく公共の福祉の制約を受けることを前提にしながら、保護されなくてはならないという原理・原則があるという所を踏まえたものだと思っております。法規の順序として憲法、法律、条例というふうにならされており、条例は、法律の下位の概念であり、下位の法規によって上位法規が侵されることは憲法違反だという考え方もあると承知をしております。また、条例はそれを施行した地方自治体の範囲内でしか効果が及ばないということになりますので、他の地域、都府県との不均衡、あるいは不平等、こういったことも大きな問題になるのではないかと感じております。

目的の方に戻りますけれども、がん対策推進委員会の方から、道民の健康の維持ではなく改善をしていく方向とすべきというご意見が出ているところがございますけれども、やはりこの条例が何を目的として望まない受動喫煙のゼロを目指していくのかというのが、ちょっとわかりにくいところがあるのかな、というふうに私自身は感じました。北海道健康増進計画では道民の健康増進を総合的に推進、たばこ対策推進計画では、道民の健康を守るため、受動喫煙防止対策を進めるという表記になっています。そういった意味では、道民の健康の維持ではなく、道民の健康を増進というような表現にすることが、よりの確なのかなという感じをもちました。

大西部会長：

ありがとうございます。このあたりは、パブリックコメントでは改善ということですが、健康増進法の整合性という意味では、健康に関する文言として、増進というのにもたしかに整合性という意味では適切にふさわしい表現かなというふうには思いますが、そのあたりの修正の可能性というのは、事務局的にはいかがでしょうか。

事務局：

そうですね、健康増進に関しては、第7回の書面で各委員の方からいただいたご意見の中にもありまして、私どもとしても道民の健康の増進という表現がよろしいのではないかなと考えております。

大西部会長：

このあたり、おそらく、がん対策推進委員としては北海道の健康課題としてのがん死亡率が高いとかという意味ではそこを改善するという意味では、改善という表現がふさわしいのではと思うのですが、健康な方が更に健康にとかという意味では、増進ということで、表現をとどめるということは、方法としてはふさわしいのではないかなと思いますが、このあたりはちょっと検討して、修正をかけていく形で、よろしいでしょうか。

事務局：

はい。

大西部会長：

他にはご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

では今の条件を含めて骨子を基本にとりまとめていくという方針でまとめたいと思います。ありがとうございます。それでは次にですね、「基本理念」について、協議の方向性に関しては、患者さんや関係者といった文言が見えないので、そういった対象についてはどうなのかといったパブリックコメントがあるということですが、そういう意味では、論点の方に書いてあります協議の方向性について、全ての者に受動喫煙を生じさせないというその意味が受動喫煙ゼロを目指すという中には、全ての方が対象であるということ含まれて

いると思うんですが、とくに20歳未満と妊婦にという言葉が出てきていますので、他の対象がどうなんだろうかということで、おそらく注目された部分なのかなと思うんですが、表現の中でたとえば、全ての者にとという意味合いが伝わるように表現の修正ということは可能性としては考えられますか。

事務局：

はい。事務局としましては、協議の方向性に書かせていただいておりますように、全ての者に受動喫煙を生じさせないという表現がですね、パブリックコメントでもありましたように、若年者やその妊婦以外の者を含めて道民全体に対して配慮されるべきだというようなご意見もありましたので、例えば、全ての者に受動喫煙を生じさせない、受動喫煙ゼロの実現を目指すですとか、そのような表現が出来ないかということで、記述をさせていただきたいと考えております。

大西部会長：

その他、ご意見はありますか。

古川特別委員：

今おっしゃられたとおりだと思うんですが、改正健康増進法の第25条の3で喫煙をする際の配慮義務というところでは、何人も喫煙禁止場所以外の場所で喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう、周囲の状況に配慮しなければならないという規定をされているわけでございまして、当然、喫煙をする者は、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせないようにするという配慮義務があるというふうに思います。ですから、あえてここで全ての者ということを入れる必要があるのかなというのはちょっと思うところではあるんですが、これまでの議論の中では、全ての中においても健康を損なう恐れが高いことから20歳未満のものや妊婦に特に配慮というような形にとりまとめたというふうに承知をしているところでございまして、パブコメで意見が出たということはその辺のことが十分に理解されていない面もあるのかなというふうに思うわけでございまして、言葉の遊びかもしれないですけども、より分かりやすくするために、特にという言葉の前段の方に持ってきて、特に受動喫煙により云々で20歳未満の者及び妊婦に配慮というような書き方で、全体の中でも特にというのが前にくることによってより分かりやすくする、そういう方法もあるのかなと思いました。

あと、道民の総意で取り組むところでいけば、道民運動として推進という文言というのは入って当たり前なのかなということで、特段異論はないというか、賛成ということで申し上げておきます。

大西部会長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。今いただいたご意見を含めて、どういう表現にするかはまた、少し条例上の用語の問題というのがあると思いますので。

事務局：

法制担当の方と協議をいたしまして、なるべく分かりやすい表現にしたいと考えており

思います。

あと先程の目的のところの古川委員からお話のありました憲法、法律、条例の流れでございますけれども、基本はそういう流れではあるんですが、地方分権改革の中でですね、条例については法律を上回ることが可能という考え方もありまして、東京ですとか大阪ですとかそういう流れの中で、作成しているということはお伝えさせていただきます。

大西部会長：

それでは、他に特にないようでしたら、よりわかりやすい全ての方が対象となることについてわかりやすい表現にさせていただくということと、あとは道民運動として、取り組んで推進していくというそういったことについては、基本理念の中に盛り込んでいくというような形で取りまとめるという方針でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。それではその方向で素案の方を作成させていただきたいと思います。

続きまして、「責務」のうち、はじめに「道の責務」、「道民等の責務」について事務局の方から説明の方をお願いします。

事務局：

それでは、道の責務ですが、条例骨子では、受動喫煙防止対策の総合的な推進、国、市町村等と緊密な連携を図ることとしております。

道民等の責務は、受動喫煙の正しい知識を持ち、他人に受動喫煙を生じさせない、20歳未満の者や妊婦がいる場所では喫煙しない、監護する20歳未満の者に受動喫煙を生じさせないということなどを努力義務としています。

パブリックコメントでは、道の責務について、関係団体とどのような緊密な連携を図るのか、といった意見、がん対策推進委員会においては、本気で受動喫煙をなくすのであれば、市民一人ひとりの意識改革が必要。道がリーダーシップをとるのか、市町村なのかが曖昧、といった意見がありました。

道民等の責務では、家庭内や自動車内で未成年者がいるときは禁煙とすべき、保護者の責務を盛り込む必要があるのではないか、といった意見がありました。

協議の方向性としては、道の責務は、条例骨子を基本とした協議、道民等の責務は、家庭内など私的空間への指導監督といった対応の協議をお願いいたします。保護者として監護する者の表現は、法制担当部署にも相談しながら、事務局で検討したいと考えております。説明は以上です。

大西部会長：

それではですね、まず、「道の責務」の所から見ていきたいと思いますが、具体的な取組をどうするのかということに関しては、おそらく後ほどの基本的な施策の話にはな

と思いますので、基本的には条例骨子を基本として取りまとめるということで、まとまっているとは思いますが、委員の皆様から何かご意見等はいかがでしょうか。

加藤特別委員：

ほかの会議でも言っていたかと思うんですけれども、監護という言葉は変える予定ですか。漢字を見ればわかるんですけど、発音として聞いたときにナースケアみたいに思っちゃうんですけれども。

事務局：

法律上使われている言葉ではあるんですが、なかなか一般の方に浸透しづらい部分もあるかと思うので、表現については検討させていただきたいと思います。

大西部会長：

条例上の記載という縛りもあるのかなと思うんですけれども、より分かりやすい表現を検討していただければと思います。他はいかがでしょうか。道の責務に関しては基本的な方針で取りまとめるということで、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、文言も含めて検討していただいてということで、まとめたいと思います。

次にですね、「道民等の責務」についての部分でありまして、特にその20歳未満の者がいるところで、パブリックコメントで家庭内や自動車内などの私的空間についてのコメントがあるわけですが、ただその指導監督等に関しては、行政機関である保健所が立入をして調査をするのかという問題にもなってきますので、現実的にはなかなか難しい部分ということで、事務局からは家庭内や自動車内という具体的な文言を条例上は盛り込むのは難しいのではということで、お話を伺っておりますけれども、リーフレット等などで「20歳未満の者等がいる場所」には、例えば家庭内ですとか自動車内とか私的空間も含めてそういった配慮を行うことということが伝わるように、条例とは別にリーフレット等を活用して普及啓発をしていくことは可能だということで、話は伺っているんですけれども、この点については委員の皆様、ご意見はいかがでしょうか。この方向性でよろしいですか。

古川特別委員：

基本的には今座長のおっしゃったとおりでいいと思うんですが、法律においても私的空間というのが、対象外、除かれているということでございまして、このことは先程もお話をさせていただきましたけれども、喫煙そのものが違法ではなく、タバコを吸うことを権利として認めた上で、公共の福祉の制約を受けるということを前提にしたものでございまして、私的空間には個々の様々な権利が生じてくるというふうに思います。私的空間において公共の福祉の制約をはたして受けるのかという問題点があって、法律では私的空間までは踏み込んだ形になっていないのかなと思います。一方で、条例の骨子の道民等の責務の中で20歳未満の者等がいる場所において喫煙しないように努める、あるいは監護する20歳未満の者に対して、受動喫煙を生じさせないように努めるというところがございまして、当然に私的空間も含まれると理解をするものでございます。その上であえて家庭内等私的空間を規制するという点に関しては、やはり、努力義務にすることが適当なのかなというふうに考え

ます。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。他はいかがでしょう。では、今のご意見を踏まえまして、私的空間に関してはもともと条例の中に盛り込むのは難しいということで、骨子の方では進めて参りましたので、リーフレット等を活用して私的空間も含む形で保護者等は配慮しなければいけないということが伝わるように、普及啓発の中で、そういった部分もしっかり伝えていくという方針でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

では、その方向で事務局案の方を取りまとめていきたいと思います。「保護者」ということが伝わるようにという先程意見もありましたので、「監護する者」という表現を見直していただいてということで、修正がかけられるのであれば、修正をお願いしたいと思います。それでは、続きまして、「事業者の責務」と「関係団体の責務」について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

事務局：

続いて、事業者の責務ですが、条例骨子では、受動喫煙を防止するための環境整備、従業員等に受動喫煙を生じさせない、ということなどを努力義務としております。

関係団体の責務は、受動喫煙を未然に防止するための取組を推進するなどとしております。

主な議会議論としましては、20歳未満の方々や妊婦の方の対応は、他都府県の条例でも規定されている。道独自で規定しようとしているものはあるのか、との質問に対しまして、事業者の責務のうち、法に規定する労働者のみならず、親族等の雇用関係にない者も含めた従業員等への受動喫煙防止対策を講じるとともに、他県の条例を参考にしつつ、公園等での防止対策の規定を盛り込んだことを 答弁しております。

パブリックコメントでは、事業者は、20歳未満の者、妊婦をはじめ従業員に関わることもあり禁煙にすべき、関係団体とは、どのような分野・範囲までなのか、といった意見がありました。

協議の方向性として、事業者については、先ほど基本理念のところでも触れましたが、従業員等のうち、妊婦や患者等に特に配慮する旨を追加するかどうか、関係団体については、条例骨子を基本として協議をお願いしたいと思います。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。この件は、はっきりと禁煙にすべきという意見をいただいているようではありますけれども、先程の基本理念のところにもありましたけれども、道条例としての基本理念の中には、特に20歳未満の者や、妊婦に配慮するようというところがひとつキーワードにはなっておりますので、従業員の健康をどう守るかという意味での事業者の中には20歳未満の者や妊婦には、特に事業者として配慮すべきというような、そ

ういった文言を入れるというのは、ひとつの方向性としてはあるとは思いますが、委員の皆様からご意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

古川特別委員：

事業者の責務というところで行くと、職場の受動喫煙防止対策ということになってくるのかと思う訳ですが、労働安全衛生法の第 68 条に受動喫煙防止対策の努力義務が定められておまして、さらにその職場における受動喫煙防止対策のガイドラインというのが策定されているところでございます。さらに、改正健康増進法におきましては、20 歳未満の者の喫煙場所への立入が禁止され、事業者に対し、従業者等の受動喫煙防止措置のための努力義務が定められているところでございます。これは、いずれも努力義務となっている訳でございますけれども、労働権ですとか、あるいは営業の自由の問題等の関連もあって、過度に制限を設けるということは、なかなか難しいという側面もあるのかなと考えるところでございます。さらに、改正健康増進法においては、既存特定飲食提供施設の特例措置が設けられているところでございますけれども、これについては、事業の継続性に配慮したものというふうに承知をしているところでございます。私どもの生活衛生関係営業につきましては、道民の豊かな日常生活に欠かすことのできないサービスを提供するだけでなく、地域を支える産業として、利用者、消費者サービスの向上に努めているところでございますが、小規模事業者が多数を占める業態で、事業者の高齢化をはじめとする人材確保難など、各業種とも非常に厳しい経営環境にあるところでございます。各営業者さんたちには、生活があって、地域のソーシャルキャピタルあるいは、地域の生活を豊かにするといった使命感を持って、頑張っておられる方々が大勢いる訳でございます。その点をご理解いただければと考えているところでございます。私どもは、これまで各業界、事業者がそれぞれ、受動喫煙の防止に取り組んできたところでございますけれども、今後においても、道をはじめ、関係機関・団体と連携を図りながら、協力するように努めていくこととしているところでございます。労働安全衛生法、ガイドライン、改正健康増進法に基づいて適切な措置を講じるように努める義務があって、喫煙可能室を設けた場合についても、これにしたがって対応することが求められ、また、労働権にも配慮していくことが必要と考えているところでございます。労働関係法を遵守することはもとより、条例骨子にございます従業者等に受動喫煙を生じさせないように努めるということを基本にしながら、経営面だけでなく、顧客のニーズ等に応じて事業者それぞれが対応していくことで、受動喫煙防止対策を推進していきたいと考えているところでございます。意見というよりも私達の考え方というか、対応方針について若干お話をさせていただきました。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。ここにある基本的な環境整備等に努める従業員に配慮をする責務があるということについては、賛成ということで、実際その 20 歳未満の者、妊婦に特に、配慮するということには、特段そのなにか、過剰に規定をするというものではないと思うので、文言として記載するということについては、いかがですか。特に問題は

ませんか。

古川特別委員：

あえて入れる必要はあるのかなというふうには思うわけですが、もともとの理念のところで既に特に配慮するというところがうたわれているわけであり、それは飲食店やあるいは事業所それら全てが同じ対象になってくると解されるわけであって、ここは特段飲食店とは書いているわけではありませんけれども、なんとなくパブリックコメントなどの意見を見ていくと、飲食店、あるいはその経過措置が設けられている第二種施設の喫煙可能室の設置、施設そのものを喫煙可能室にできるような形に法律上はなっているので、喫煙可能室に立ち入らなければ、受動喫煙が生じないという状況で、心配をされているのかなということがあるわけですが、そもそもの基本理念にある中で、ここで特出しをして事業者の責務の中で、再度入れる必要があるのかなということを感じます。

大西部会長：

この点は他の委員の皆様はいかがですか。

加藤特別委員：

私も今の意見に賛成で、基本理念で出てきていて、かつまたは道民の義務として再度書かれているので、事業者は道民ですので、特段書くことはないかと思えます。

大西部会長：

他はいかがですか。

山内委員：

僕も賛成で事業者の責務は全ての道民にかかっているもので、あえて書くことはないかと思えます。

大西部会長：

事務局の方は何かございますか。

事務局：

協議の方向性にも書かせていただいておりますけれども、従業員に対し妊婦や患者等に配慮するという言葉を事業者の所に入れるということですが、当初は理念の中に入っておりますので、その部分を特出しする必要はなかったのかなと思うんですが、ご意見として患者さんへの配慮についてあったものですから、その患者さんへの配慮をするにはですね、一般の道民の方であれば、通常道路とかに歩いていても患者さんが誰かというのははっきりわからないこともありまして、事業所であればですね、がんの患者さんですかそういう疾患を持っている患者さんも従業員というもので、はっきりわかるのではないかと、事業者の責務に、あえて入れるのでいいんじゃないかというような考え方をしているところでございます。

大西部会長：

なかなかその基本理念のところには、患者さんということを書き明かすことができないけれども、事業者の責務のところであれば、把握ができるということから患者さんという具体的な表現

が入れることができるのではないかということですね。どうしても、おそらくパブリックコメントの中で患者さんの部分が入っていないんじゃないかというご意見を多々いただいている部分、基本理念に示すことができなくても、事業者のところであれば文言として可能性はあるということですね。

事務局：

はい。

山内委員：

道民等と関係団体等が出てくると思いますけれども、利用者だけでなく、そういうふうに加えられることは僕は怖いと思います。なので、今言ったように事業者と加えればわかるんでしょうけれども、わからない場合がありますよね。事業者の方でも。道民等に入れた方が家族の方はよく分かりますけれども、そこには書かれてないと。整合性がとれるような表現にしないと事業者だけそんなふうに義務を負わせるのかと、逆にそんなふうに思われたら、事業者から懸念的なことがあるのではないかということで、お話ししたつもりなんですけれども。

大西部会長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。たしかに今のご意見で、ここだけ出てくると強調されるような印象があるので、ここは少し配慮が必要な部分かなとは思いますが、患者さんという表現を具体的に入れるのは難しいけれども、配慮をするという場合、たとえば先程のリーフレットで対応できるという部分はあるんだとすれば、そういった配慮が必要な方は特にという中には、20歳未満の方と妊婦さんという文言がでてくるけれども、その中には患者さんが含まれているというような形で周知をするのもひとつかなと思います。

事務局：

はい。表現としてですね、改めてその基本理念の中にですね、患者さんという言葉を入れるかも含めてですね、検討させていただきたいと思います。リーフレットですとかで周知することは可能と考えています。

大西部会長：

少しそのあたりの表現は、事業者だけの責務にかかるというような、イメージにならないような配慮でということで少し検討してまとめるという方向でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

ありがとうございます。

それではですね、次に「関係団体」についてという部分はあるんですけれども、ここは基本的には、条例骨子を基本としてということなんです、ご意見はありますでしょうか。

それでは、「関係団体」については条例骨子を基本として進めさせていただきます。

それでは次にめっくっていただきまして、基本的施策等のところですが、まずは、道の基本的施策について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

基本的施策に関しましては、資料4ページ目の「行動プランの作成」についても協議をお願いしたいと思いますので、合わせて、説明させていただきます。まずは、道の基本的施策についてでございます。条例骨子では、道民等に対します知識の普及や学習の機会の確保、事業者等の受動喫煙防止対策の促進や調査、市町村への情報提供や市町村等と連携した推進体制の整備、これら6本を施策としております。基本的施策の主な議会議論としましては、目的の際に説明しましたので、割愛させていただきます。パブリックコメントでは、道は指導的立場で、積極的な条例の推進を望む、広報やCM、市町村広報等で普及啓発が必要、といった意見、がん対策推進委員会においては、受動喫煙に関する教育を子どもにしっかりやらないと喫煙率が下がらない、禁煙対策を同時に進める必要がある、といった意見がありました。協議の方向性として、条例骨子を基本として条例や施策でどのように対応するかについて協議をお願いします。続きまして、行動プランの作成ということで、資料4ページをご覧ください。資料の中段あたりになりますけれども、主な議会議論として、罰則が無いという事も含めると、条例の実効性の担保をどう作っていくのが非常に大事。具体的な施策、達成期限などを設ける必要がある、との質問に対しまして、施策の実効性を高めるため、議会議論やパブリックコメント等を参考にして、道民の健康づくり推進協議会などで議論を深めながら、施策の具体的な展開方針や進捗管理の方法などを検討していく、といったことを答弁しています。パブリックコメントでは、具体的な行動プランの作成が必要である、といった意見がありました。協議の方向性として、議会議論やパブリックコメントを踏まえて、行動プランについて条例や施策でどのように対応するかといったことについて協議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

大西部会長：

具体的な取組を条例の中に記載するのは難しいと思いますので、行動プランというものを計画として立てて、それによって進捗を管理したり、達成を評価していったりというようなことで進めるという意味では、行動プランを定めてそれに基づいて推進していくというようなことを条例の中に盛り込むということは可能なのではないかと思いますので、委員の皆様この辺りはいかがでしょうか。行動プランを立てて推進をしていくということに関して条例に盛り込むという方針はいかがでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

よろしいでしょうか。では、盛り込む方向で。ただ、この行動プランについて、事務局としては、どのように検討を進めるお考えですか。

事務局：

はい。行動計画を条例に盛り込む場合につきましては、この専門部会で内容を協議していただきたいと考えております。

大西部会長：

この場でということではなく、また改めてということですか。

事務局：

条例の中に位置づけた場合については、計画の内容について、この専門部会で改めて協議いただきたいということです。

大西部会長：

つまり、この基本的施策にあるような項目立てに沿って、どういった具体的な方策が考えられるのか、というのを引き続きこの部会の方で、ある程度の方向性を決めて欲しいと、そういうようなことでよろしいですか。

事務局：

はい。そのように考えております。

大西部会長：

では、行動プランを盛り込むという方向性と、この部会である程度の方向性について、協議をしていくということに関しては、委員の皆様いかがでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

よろしいですか。はい、ありがとうございます。では、行動プランについて、条例の方に盛り込んでいただくということと、あと、具体的な内容の方向性については、この部会の方で引き続き検討をしていくということで進めていきたいと思えます。

それでは、続いて「学校等の敷地内完全禁煙」について、ということで事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：

資料2ページ目に戻っていただきまして、上から二つ目の項目になります。学校等の敷地内完全禁煙ですが、条例骨子としまして、保育所、幼稚園、小中高など20歳未満の方が利用する施設には、特定屋外喫煙場所を定めないよう努めることとしています。主な議会議論としまして、保育所以外の児童福祉施設や小・中・高等学校以外の学校、病院等についても屋外喫煙場所を設置しないように努める、ということを求めていくべき、との質問に対しまして、小・中・高校以外の学校や病院等は、法に準拠し、原則敷地内禁煙としており、各施設の管理者が受動喫煙防止対策を講じるよう、説明会の開催やリーフレットを配布するなど、幅広い普及啓発に努めていく、といったことを答弁しています。パブリックコメントでは、学校等に特定屋外喫煙場所は必要ない、といった意見の一方で、子どもに配慮した内容で現状案に賛成、がん対策推進委員会においては、20歳未満の者に配慮するなら、敷地内完全禁煙を義務化してもよいのではないかと、といった意見がありました。協議の方向性とし

まして、喫煙場所を設けないことを義務化すべきかどうか、保育所以外の児童福祉施設等や小中高校以外の学校、病院等を追加するかどうか、といったことについて協議をお願いします。よろしく申し上げます。

大西部会長：

はい。ありがとうございます。この点について、パブリックコメントでは、賛成と反対両方という感じではあるのですけれども、実際に屋外に喫煙場所を設置しているところなどの程度あるか、実態について何か情報はありますでしょうか。

事務局：

はい。概ね敷地内完全禁煙となっておりますけれども、保育所や幼稚園などで一部、屋外の喫煙場所が設置されているという状況でございます。

大西部会長：

既に設置している施設があるということになると、どう取り扱うのかという部分も問題にはなってくるかと思うのですけれども、この学校の敷地に関する完全禁煙について、委員の皆様ご意見はいかがでしょうか。安岡委員はいかがでしょうか。

安岡特別委員：

前にも言ってるのですけれども、道立学校、市町村立の小中も含めて、敷地内全面禁煙ということで、通知は流しているところです。7月の法律ができた時から、するよというように指導して、全市町村に確認して、敷地内全面禁煙ということで確認はしております。道立学校についても校長会議などで、父兄だとか地域住民というところもあるので、学校の前など敷地外であっても、喫煙についてはマナーを守るように、ということも指導はしております。

大西部会長：

ありがとうございます。学校関係に関しては義務化しても、特段混乱は起きないだろうと思われま。

安岡特別委員：

そうですね。ただ、大学だとか、私立高校までは調べていませんので。

古川特別委員：

今、お話をいただいたとおり、ほとんどの学校等で敷地内禁煙という形に進んでいるので、義務化にして大きな問題は生じないかと思うのですけれども、ただ、私の孫の小学校の運動会に参加させていただいた時に、敷地内が全面禁煙になっているということで、敷地から出て道路ですとか、そういったところで喫煙しているという光景が非常に多く見受けられます。やはり周辺環境への悪影響といったことも、逆に心配する必要があるかと思えます。当然学校周辺ですから、住宅地にあたり、地域によってそれぞれの立地環境などもあるかと思うわけでして、そういった意味では、立地環境なども踏まえながら、管理権原者が適切に判断、対応できるような余地を残しておくことも一つ方法としてはあるかという感じがして、努力義務という形で当面对応していくことも一つの方法としてあると思えます。

それから、児童施設、小中高校以外の学校、病院等を加えるという部分でいけば、特に異論はないのですけれども、病院等というところであれば、精神科病院の問題などもございましたので、配慮をしながら今後整理をしていただく必要があるかと思います。

大西部会長：

はい。ありがとうございます。この点に関しては、第一種施設で、屋外の喫煙場所を設置しないよう努力義務を設定すること自体は、国の法律を少し上回る厳しい考え方として、道の条例の目玉であります20歳未満の者への配慮というところに合致する部分ではあります。現在、保育施設や私立学校の状況が把握できていない部分も一部ありますので、学校関係に関しては努力義務でということが一つの方向性かと思いますが、事務局として何かありますか。

事務局：

今いただきましたご意見を踏まえまして、検討はさせていただきたいと思いますが、基本的には努力義務という形で進んでおりますので、今回努力義務とさせていただいた中で、今おっしゃったような問題が、今後どのような影響が出てくるのかということもしっかりと把握しながら、条例の見直しが必要なのかどうか検討することが必要と思っております。

大西部会長：

ありがとうございます。そういう意味では、行動プランの中でも学校を始めとする第一種施設の敷地内禁煙の取組状況について、随時進捗を調査したり、それを基に評価をしていくということは必要になるかと思っておりますので、その中で条例の見直しをかける時に、義務化すべきなのかどうか、改めてその時点で協議をするというのも一つかと思っておりますので、まずは、努力義務として進めていくという方向性でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

あと追加する対象施設をどうするかという問題なのですけれども、いくつか論点があるかと思うのですが、教育関係と、保育所以外の児童福祉施設等ということがありますけれども、具体的にはどういった施設が対象となるかというのは、事務局の方から何かありますか。

事務局：

はい。事務局としまして、保育所以外の保育所以外の児童福祉施設といたしまして、保育所や幼稚園と同様の役割を担っております認可外の保育施設ですとか、認定こども園、こちらを追加させていただきたいと考えております。また、その他の学校としまして、20歳未満の方が主に利用しています義務教育学校、中等教育学校、それから特別支援学校などを追加の対象としたいと考えているところでございます。ただ、病院につきましては、先ほどもお話がありましたけれども、これまでの部会の議論の中で、入院患者への特性に配慮というところも議論になったこともありますので、今回は対象に加えないことではいかかかと考えております。

大西部会長：

はい、ありがとうございます。教育関係に関する施設を追加するということはよろしいですか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

もう一つの病院ですね。議論の中では、精神科単科の病院等で特に喫煙に関しての要望などもヒアリングの中ではございましたし、そういう意味で医療機関を一律に、ということになると混乱を生じるのではないかという話もあったかと思えますけれども、この辺り加藤委員はいかがでしょう。

加藤特別委員：

基本的に総合病院は、全面禁煙は当たり前なので。加算もとれませんし、言わなくてもされてると思いますが、今、お話のあったように、やはり精神病院や緩和ケアの病院もどんどん増えてくると思いますので、人生の最後を迎えるところで、絶対に吸ってはいけない、ということではないかと思えます。

大西部会長：

他はいかがでしょう。

高垣特別委員：

精神科の入院患者で、たばこをやめさせるのは難しいということを知っていますが、実は精神科の病棟でも禁煙が進んでいます。精神疾患だから禁煙が難しいというのは、思い込みすぎの面もあるので、案外うまくいっているケースもあるということをお知らせさせていただきます。

加藤特別委員：

議論になったのは、精神科の患者さんだからということではなくて、外に出せないような特殊なケースのことを精神科のお医者さんはおっしゃっていました。

大西部会長：

他はよろしいですか。

ヒアリングの中では、敷地の中に屋外に設置した場合に付き添いに必ず毎回職員がついていくのが難しいというお話もあったかと思えます。一般に精神疾患だからという理由ではなかったかと思えますけれども、そういった部分の配慮をした上で、医療機関に関してはこの部会での議論のとおりで進めるという方向でよろしいでしょうか。

大島特別委員：

先ほど学校等の追加というところで、認可外の保育園等20歳未満の方が利用されるような方を対象として、ということだったのですけれども、こちらについては、事務局の方になるかと思うのですが、大学は含めないという考えでよろしいでしょうか。

事務局：

あくまでも20歳未満の方を対象としておりますので、大学には20歳未満の方もいら

っしやいますけれども、20歳以上の方もいらっしゃいますので、大学は含めないという考えです。

大島特別委員：

承知しました。

大西部会長：

よろしいですか。それでは、対象としては先ほどの教育の部分に関しては、認可外保育施設等を追加するという方向性と、病院に関してはこれまでの議論どおりで進めていく形で取りまとめるという方向性でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

はい。ありがとうございます。それでは、続きまして、20歳未満の方や妊婦への対応についてということで、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：

20歳未満の方や妊婦の方への対応について、条例骨子では、道民等の責務として、20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙をしない、公園等の屋外に喫煙場所を定めようとする場合の受動喫煙防止措置を努力義務としています。パブリックコメントでは、公園等は敷地内禁煙とすべきで喫煙所を設けない、公園等を観覧場、運動施設などとし、その建物内・敷地内禁煙を盛り込むべき、といった意見がありました。協議の方向性としまして、パブリックコメントを踏まえ、公園等の屋外の喫煙場所の設置に対する規制等について、条例や施策でどのように対応するか、公園等の対象範囲をどうするかといったことについて協議をお願いします。よろしくをお願いします。

大西部会長：

はい。ありがとうございます。論点が複数あると思いますので、まずは、公園等の屋外についての規制の方向性について、協議を進めていきたいと思いますが、パブリックコメントの方では、敷地内、公園も禁止にすべきであるというようなご意見もいただいております。部会の議論の中では、屋外に関しても一律禁煙のような形で進めていくと喫煙される方が、どこで吸えば良いんだというようなことで追い詰めてしまったり、また、路上ですとか他の場所での喫煙の問題も出てくるという話から、努力義務として喫煙場所を設置する場合には、特定の喫煙室のような設備を整えるのかどうか等も含めて配慮をするように努める、という形で議論を進めていたかと思うのですが、この点については委員の皆様からご意見はいかがでしょうか。学校の敷地のお話もありましたけれども、まずは努力義務で始めて、周知をしっかりと行って、道の方で進捗状況を適宜調査や評価等をしながら、今後の状況に応じて見直しをかけるという形が現実的ではあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

古川特別委員：

公園等の対象範囲というところで行くと、喫煙禁止場所以外の全ての場所とすることが

適当ではないかと感じます。法の第25条の3第2項で管理権原者の責務として、喫煙をできる場所を定めようとする時は、望まない受動喫煙を生じさせない場所とするように配慮するという規定があり、今回の条例の基本理念によれば、やはり公園等の屋外に限らず、より広範に対象とすることが適切ではないかと感じます。それから、喫煙禁止場所以外の受動喫煙防止対策というところでは、先ほど申し上げたとおり、法においては喫煙をすることができる場所を定める時には、受動喫煙を生じさせないよう配慮という規定がございますので、条例では具体的に周辺の通行量や環境を勘案し、施設の出入口付近や通行者が多い場所に設置しないなどといった具体的な規定を設けることが適当ではないかと思えます。それから、先ほど部会長がおっしゃったとおり、一律禁煙ということにしますと、喫煙の受け皿が完全に無くなるということがございます。そうすると、ポイ捨てなどによる環境の問題、あるいは、火災の発生なども懸念されるところでございますので、喫煙可能場所を設ける際の配慮というところで、努力義務を設けて徹底をしていく、こういったことが適当ではないかと感じます。

大西部会長：

議論の中では通行のことですか、後で出てきますけれども、コンビニの出入口の問題などもありましたので、そういった部分も含めて努力義務という形で議論は進んでいったかと思えますので、基本的な規制の方向性としては努力義務ということによろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

方向性については、その形でまとめたいと思いますけれども、公園等の対象範囲についてということで、パブリックコメントではいくつか観覧場、運動施設、動物園、植物園等のご意見はいただいたのですが、事務局としてここにどこまで具体的に記述ができるかという何か案はございますでしょうか。

事務局：

事務局といたしましては、20歳未満の方が多く利用されます「都市公園」「自然公園」「動物園」「遊園地」、スポーツ施設として「野球場」「サッカー場」というようなところを考えております。その他につきましては関係部署と調整しながら範囲を決めていきたいと考えているところでございます。

大西部会長：

ここは追加すべきではないかといったご意見について、委員のみなさん何かございますか。

大島特別委員：

スポーツ施設というようなお話もいただいていたのですが、今実際、道や札幌市の方で、改正健康増進法に基づいて環境整備をしているイベント会場ですとか、体育施設がご

ざいますが、その辺を踏まえて、十分な検討が必要かと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：

体育館ですとか、そういったイメージでしょうか。

大島特別委員：

具体的な施設で申し上げますと札幌ドームですとか、月寒グリーンドームですとか、いくつか我々の方にも受動喫煙防止の観点から分煙コンサルの依頼等がきております。それで環境整備に今着手されているところがいくつかあるのですけれども。

事務局：

札幌ドームなどですと、第二種施設という扱いになるかと思えます。

大島特別委員：

ここは第二種施設という観点ではないのですか。

事務局：

はい。いわゆる屋外の公園等の中でのイメージとして、サッカー場などを考えております。

大島特別委員：

では、あくまでも公共的な体育施設の屋外のみと。

事務局：

そうですね。公園などの広場という状態のもですね。

大島特別委員：

承知しました。

大西部会長：

他はいかがでしょうか。

各委員：

意見なし。

大西部会長：

では、どこまで具体的な文言として記入するか記述をするかというのはご検討いただいて、ある程度パブリックコメントが、公園等だけだとイメージがしにくいのかなと思いますので、入れられる範囲で具体的な記述を検討していただくということをお願いしたいと思います。

事務局：

はい。

大西部会長：

そういう方向性でよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

では、範囲に関してはそういった形で取りまとめていきたいと思えます。続いて、「喫煙禁止場所以外の場所における受動喫煙防止対策」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

喫煙禁止場所以外の場所における受動喫煙防止対策について、条例骨子では、第二施設の屋外に吸い殻入れ等を設置しようとする場合は、通行量等に配慮することや、先ほど説明しました公園等の屋外の受動喫煙防止対策措置を努力義務としています。

パブリックコメントでは、コンビニの外での喫煙を禁止すべきといった意見の一方で、コンビニ等屋外の灰皿は、喫煙場所の確保と路上のポイ捨て防止のため設置を進めてきたもので規制対象外とすべきといった意見がありました。

協議の方向性として、パブリックコメントを踏まえ、第二種施設の屋外の吸い殻入れ等の設置に対する規制について、条例や施策でどのように対応するかについて協議をお願いします。

大西部会長：

部会での議論では、努力義務という形で、出入口付近はなるべく避けること、設置するにしても場所を考慮するですとか、努力義務という形で議論をしてきたと思いますが、パブリックコメントでは、そもそも吸ってはいけないという意見もあった訳ですが、委員の皆さんはいかがでしょうか。

これまでの議論の方向性で取りまとめるということで、よろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

この点について事務局として何かありますか。

事務局：

これまでの議論を踏まえて、努力義務をベースにさせていただければと考えています。

大西部会長：

では、部会としてもその方向性で取りまとめるということで進めさせていただきます。

それでは続きまして、「条例の見直し規定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

条例の見直し規定について、条例骨子では、5年を基本とするが、法改正や社会経済情勢を勘案し、その間であっても適時、見直しに向けた検討を行うこととしております。

パブリックコメントでは、時代の変化に遅れることから、3年後の見直しが必要、といった意見がありました。

協議の方向性として、先ほど説明させていただいたとおり、条例施行の日から5年を経過する前であっても、適時、見直しに向けた検討を行うこととします。

大西部会長：

こちらについては、ご説明があったように、3年で設定するというパブリックコメントがありました。他の条例と比較して、この条例のみを3年にすることは難しいということはあると思いますが、ただし、社会情勢に合わせて、5年にこだわらずに、例えば法改正が行われるタイミングもあるかと思ひますし、行動プランでの進捗状況の確認もあるかと思ひますので、努力義務のままでいいのか、あるいは義務化する必要があるのか、ということを検討しなければならないタイミングが出てくると思ひますので、随時対応していくことが可能であるということ、これまでの骨子のおり5年ということによいのではないかと思ひますが、何かこの点についてご意見はありますか。

加藤特別委員：

基本的に賛成ですが、資料2に記載がないが、どういふ扱いになっていますか。

事務局：

道の条例では、基本が5年となっておりまして、条例の中に見直し規定を入れるのは難しい。

加藤特別委員：

道の条例は、5年で見直しをするのが大前提であるということか。

事務局：

その通りです。

大西部会長：

おそらく、パブリックコメントでご意見をいただいていることは、ルールが分からないと見直しがどういった形で反映されているのかを確認するのが難しいのかなと思ひます。

ただし、条例の普及をしていく中で、見直しの方針について、リーフレット等を活用して周知していくということになりますか。

事務局：

行動プランの中でも記載していきたいと考えています。

大西部会長：

行動プランに記載されているのであれば、道民の理解が得られると思ひますが、よろしいでしょうか。では、条例の見直し規定については、そのような形で部会としてまとめさせていただきます。

次に、その他の部分になりますが、「義務規定及び努力義務規定」と「罰則規定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

その他として、条例骨子には記載されていませんが、議会議論やパブリックコメント等を踏まえ、検討が必要な事項となっております。

まずは、義務規定及び努力義務規定についてですが、主な議会議論として、努力義務で条例の実効性が確保されるのか、との質問に対し、道、道民、事業所、関係団体それぞれの責務のもと協働で受動喫煙防止対策を推進することが、実効性を高めることにつながる、とい

ったことを答弁しています。

義務規定や罰則については、一定の経過措置期間を設けることで混乱なく施行できるのではないかと、この質問に対し、パブリックコメント等の意見を考慮しながら専門部会において、改正法との関係や罰則などを含め、議論を深めていく、といったことを答弁しています。

また、例えば、学校の完全禁煙などの施策について、施行時期を遅らせて罰則を適用できないのか、進捗状況を含めながら検討できないのか、との質問に対し、受動喫煙に関する正しい理解と責務のもと、道民一丸となって進めるため、罰則は設けず、努力義務として推進していく考え、条例の見直しは、今後、条例の推進状況等を勘案し、適時、見直しに向けた検討を行っていく考え、といったことを答弁しています。

次を飛ばして、その下の罰則規定の主な議会議論として、「がん対策推進委員会」において、「罰則規定を設けるべき」という意見が出ている、事務局からは「罰則規定を設けると混乱が生じる」という発言があったが、なぜ混乱が生じるのか、との質問に対し、

専門部会での議論において、改正法の認知が進む中で、条例で道独自の義務規定や罰則を設けた場合、改正法に基づき既に分煙化等の取組を進めている事業者に混乱が生じるとの意見があった、といったことを答弁しています。

パブリックコメントでは、東京都、大阪府並みの罰則付きの条例を求める、条例の実効性を高めるため厳しい罰則が不可欠である、といった意見の一方、法が改正され、これから対策を進める時期であり、まずはルールの周知徹底が重要、法を上回るものは事業者や一般市民に混乱が生じる、といった意見、がん対策推進委員会においては、努力義務では強制力がない。明確に義務規定とすべき、道として、義務化すると罰則や職員の体制確保が大変なのか、といった意見がありました。

罰則に関しては、参考資料として、他県の条例の罰則をまとめたものを添付しておりますので、ご覧ください。

改正法と条例の独自規定の罰則をまとめていまして、東京や大阪といった法施行前に条例を制定したところは、法と重複している部分が大半であり、その部分については、今後見直す予定とのことでした。

条例の独自規定として、禁煙の表示については、神奈川、東京、静岡、兵庫で規定があり、過料としての罰則があるのは、神奈川県のみとなっていますが、実際にこの罰則が適用された実績はないとのことでした。

小規模飲食店の従業員対策として、東京、大阪で従業員を一人でも雇用している場合は禁煙または分煙とする規定がありますが、これについては罰則は設けられていないところでした。

協議の方向性として、議会議論やパブリックコメント等を踏まえ、義務規定や罰則規定の方向性について協議をお願いします。

大西部会長：

パブリックコメントや議会議論では、厳しく罰則を設けるべきとのご意見がありました

が、本部会での議論の経緯としては、実効性を含めて、実際に監督指導をどのようにして行っていくのか、ということも含めて、法で定める罰則規定もありますので、それに上乘せする形で罰則規定を設けることは、今回は行わない方向で部会での議論を進めてきましたが、この点についてご意見はいかがでしょうか。

山内委員：

その方向でよいと思います。問題は、次の見直しで、おそらく5年ということになりますと思いますが、1年前から検討すべきであり、行動プランとの整合性が難しい、なかなかないケースなので、5年スパンで動く中で、その時の実績を踏まえて、おそらく同じようなことは通用しないと思いますので、まずは5年間は努力義務という形でしっかりやって、罰則規定を検討すればよいということで、条例を作っていただければと思います。

大西部会長：

今回、罰則規定を設けた場合、監視業務を行うのは保健所になると思いますので、高垣委員から、その実効性の確保などについてご意見があればお願いします。

高垣特別委員：

罰則というのは一つの方法ですが、保健所としてそれだけ人員を割けるかというのは一つ問題です。実際に聴取する場合にどういう方法でやるのか。職員がその場で指摘して、聴取するのかという、おそらくその場で、吸っていた、吸っていないといった、やりとりがあるのではないかと思う。職員自体がこれに特化した仕事ではないので厳しい面がある。今回はまずは条例を作って、5年間か何年間かで見直しを図って、その間により効果的なものを検討していくのが現実的であると思います。

大西部会長：

他はいかがでしょうか。

今いただいたご意見を踏まえますと、これまでの議論と同様に、法律で定められている罰則に上乘せをするようなことはせずに、まずは努力義務という形で進めていく。そういった方向性で取りまとめるということによろしいでしょうか。

各委員：

異議なし

大西部会長：

ありがとうございます。その方向でまとめさせていただきます。

これだけ義務や罰則を求める声が多いということは、この条例に期待されている方が多いのではないかと思いますので、そういった期待も含めてと言いますか、それが反映される形で今後も検討していければと思います。

それでは、続いて、「飲食店への対応」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

次に飲食店への対応ですが、主な議会議論として、下段になりますが、小規模飲食店について、店主の意向で喫煙可能となった場合、従業員の健康を阻害するが、なぜ喫煙可能とす

るのか、との質問に対し、改正法では、既存特定飲食提供施設は、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられるため、経過措置として喫煙施設とすることも選択可能とされたところ。しかしながら、専門部会では、こうした事業所でも従業員の受動喫煙を防止することが重要との考えから、従業員等の受動喫煙防止対策を事業者の責務として盛り込んだ、といったことを答弁しています。

また、小規模飲食店の禁煙化を進めるため、道として支援、働きかけを行うべき、との質問に対し、道では「おいしい空気の施設推進事業」を実施し、禁煙等を行う飲食店などにステッカーの配付やホームページで施設の紹介を行ってきた。道としては、こうした事業により、禁煙の取組を働きかけるとともに、条例で、事業者の責務として、飲食店における受動喫煙防止対策を推進していく、といったことを答弁しています。

パブリックコメントでは、弱い立場にある従業員の健康や雇用を守るため規制が必要、といった意見の一方、既に改正法に基づく分煙化等の対策に取り組んでおり、条例による規制は混乱を起こす、といった意見、がん対策推進委員会においては、飲食店は、法と条例の二重規制に該当し、色々な事業者がいるので、義務や罰則は難しい、従業員を1人でも雇っていれば禁煙にすべきといった意見がありました。

協議の方向性として、議会議論やパブリックコメントを踏まえ、飲食店に対する規制等について、条例や施策でどのように対応するか、喫煙施設を選択する既存特定飲食提供施設において、どのように従業員を受動喫煙から守るかについて協議をお願いします。

大西部会長：

ここでは飲食店という一括りの表現になっていますが、飲食店は第二種施設として、法の規定で受動喫煙を防止できることが期待できますので、ここでの協議の対象になりますのは、経過措置で店舗全体を喫煙可能にできる小規模な飲食店が協議の中心になると思います。賛否両論ありまして、かなり厳しく東京や大阪並みにすべきというご意見もありますけれど、この部会での議論では、法で定めるというレベルで、責務の中にも記載していますし、そういった配慮をしながらということで議論を進めてきたと思いますが、この点について委員の皆さんからご意見はいかがでしょうか。

古川特別委員：

先ほどの事業者の責務の中で意見は全て述べたつもりですが、喫煙可能室を設けることが経過措置として認められている訳ですが、事業の継続性ということもありますけれど、労働権、働く人の権利、あるいは営業していくことの自由、権利を守るという側面もある訳ですから、そこも十分に配慮していかなければならないと思います。そういった意味においては、労働関係法令、あるいは、職場における受動喫煙防止のガイドラインをしっかりと守っていく、今回の条例の事業者の責務の中で、従業員に受動喫煙を生じさせないように努めるという文言が入っていますので、ここをしっかりと事業者としても対応していくことで、対応可能なのかなと思います。受動喫煙ということになれば、勤務を始めた時ではなく勤務の途中から妊婦になることもあります。そこでいきなり禁煙にしますということは、なかなか成

り立っていかないと思う訳で、そういうようになった場合に、例えば喫煙場所に立ち入らせないということで対応可能なのかなと考えるところでございます。

大西部会長：

おそらく既存の飲食店に関しては、対象外になる部分もありますが、従業員の健康に配慮しなくてもよいということにはならないと思いますので、小規模な飲食店の方々に対しても関係団体を通じて周知をしていただくことをご協力いただければと思います。

他に何かご意見等がありますでしょうか。

各委員：

意見等なし

大西部会長：

それでは、これまでの部会での議論を基本とすることを、部会での意見として取りまとめることとします。

続きまして、「加熱式たばこへの対応」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

加熱式たばこへの対応ですが、主な議会議論として、加熱式のたばこの取扱いについての質問に対し、現時点までに得られた科学的知見では、将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要とされている。専門部会では、こうした国の考えや改正法において、加熱式たばこの専用喫煙室への 20 歳未満の入室禁止など、子どもを受動喫煙から守るといった道の方向性と一致していることから、条例で特段の規定は設けない、といったことを答弁しています。

パブリックコメントでは、加熱式たばこも紙巻きたばこ同様に規制対象となることを明示すべきといった意見の一方、改正法に基づき既に整備を進めている、更なる投資が発生することがない対応を要望する、といった意見がありました。

協議の方向性として、パブリックコメントを踏まえ、加熱式たばこに対する規制等について、条例や施策でどのように対応するかについて協議をお願いします。

大西部会長：

この点についても、これまで部会において議論を進めてきましたが、国のレベルでの科学的知見がまだ不十分であるという考えに則って、道の条例でも特段、国の定めるレベルを越えて何か規制を設けることはしないということで、議論を進めてきたところですが、今回のパブリックコメント等によるご意見を含めて、委員の方から何かご意見等ありませんか。

各委員：

意見なし。

大西部会長：

今後、科学的知見が集積されてくれば、また見直しということもあると思いますし、道としても5年にこだわらず、見直しをかけるということもありましたので、その方向で何か知見が集まってくれば、道の方でも見直しを行うといった対応ができると思います。

これまでの議論の方向で取りまとめるということによろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

では、その方向で進めさせていただきます。

次に、これまで部会では議論にあがってはいませんでした、「サードハンドスモーク（三次喫煙）への対応」について、道議会での議論もありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局：

サードハンドスモーク（三次喫煙）への対応ですが、主な議会議論として、道庁本庁舎の屋外喫煙場所の清掃に従事する方々は、望まない受動喫煙を受けており、こういう被害を事態として考えるべきではないか、との質問に対し、改正法において、業務に従事する者を使用する者は、望まない受動喫煙を防止するための措置をとるよう努めなければならないとされており、こうした実例を専門部会に報告し、受動喫煙防止対策の取組の促進に向けて議論していく、といったことを答弁しています。

パブリックコメントでは、たばこを吸い終えた後に残る有害物質による三次喫煙、残留受動喫煙の防止対策を検討すべき、といった意見、がん対策推進委員会においては、喫煙場所の清掃員を三次喫煙から守るための方法はあるのか、といった意見がありました。

協議の方向性として、議会議論やパブリックコメント等を踏まえ、サードハンドスモークの取扱いについて、条例や施策でどのように対応するかについて協議をお願いします。

大西部会長：

三次喫煙の問題に関しては、最近、社会的にも取り上げられるようになってきて、それで議会での議論もあったのかと思いますし、パブリックコメントでも、その点についてどう考えるんだといった意見がありました。

ただし、サードハンドスモークに関しては、法の解釈では受動喫煙に該当しないことになり、副流煙や喫煙者の呼気から出るものが受動喫煙の概念でありますので、法的な意味では三次喫煙は受動喫煙には該当しないこととなりますが、この点については、委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。部会ではこれまで議論していない事項ですが、いかがですか。

加藤特別委員：

この件は、この次の条例の見直しの時になると思います。神経質な患者さんは、服の臭い自体が気に入らない。これもサードハンドスモークですね。これはまたこれから議論していくことだと思います。

田西委員：

清掃のことですが、20歳未満の学生がアルバイトで清掃をしなければいけないときに、そういう立場の子どもたちを守ってあげるように、そういった子どもには掃除をさせてはいけないとか、十分に考慮してあげることが必要だと思います。

大西部会長：

この件について、実際に条例に盛り込むとなると、何か問題が発生することはありますか。

事務局：

先ほどからお話をいただいております通り、サードハンドスモークは三次喫煙であり、今回の条例は受動喫煙、いわゆる二次喫煙となりますので、法制担当部署と色々と議論をしていますが、サードハンドスモークを条例の中に入れるとすれば、この条例の名称を変えなければならないということになります。ただし、サードハンドスモークについては、色々な議論もございますので、今後も継続して議論をしていく中で、どのように取り扱っていくかについて考えていかなければならないと思います。

大西部会長：

先ほど田西委員からご意見があったように、注意喚起をすることは重要だと思いますが、行動プランの中にそういった普及啓発を含めて、行っていくことは可能ですか。

事務局：

条例の中には入れなくても、行動プランにはそういったものを入れて、道民の方々に意識していただくことが必要と考えます。リーフレットなどにも盛り込んでいければと考えています。

大西部会長：

現時点でというよりは、この点は次回の条例の見直しの時、例えば普及啓発活動などをしたり、取組状況の調査などを行動プランの中に盛り込んだりということで対応するという方向性でまとめるということではよろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

では、その方向でまとめたいと思います。

「行動プランの作成」は、先ほど協議を行いましたので、次の「禁煙施設の表示」について、事務局から説明願います。

事務局：

パブリックコメントで、飲食店の出入口の見やすい箇所に、「禁煙」、「喫煙可」の標識を義務として掲示すべき、といった意見、がん対策推進委員会においては、条例制定を予定している苫小牧市では、完全禁煙の飲食店はその旨を表示することとしている、といった意見がありました。

なお、以前の部会の中で、標識の使用言語について、複数の外国語表記が望ましいといったご意見をいただいていたのですが、標識を作成する際は、日本語、英語に加え、中国語、韓国語の4カ国語とする方向で進めたいと考えております。

それでは、禁煙施設の表示について、協議の方向性として、改正健康増進法やパブリックコメント等を踏まえ、禁煙施設の表示を条例や施策でどのように対応するかについて協議

をお願いします。

大西部会長：

パブリックコメントでは、禁煙施設にも表示の義務を課すべきだといったご意見がありました。国では喫煙できる施設の表示は法で義務化される訳ですが、お店選びも含めて、利用される方の利便性を含めて、禁煙施設であることの表示があると入店しやすいということが含まれているのだと思います。この点について、委員の皆さんからのご意見はいかがでしょうか。

国が指定をしていないので、どういう表示するのかについて検討が必要と思いますが、部会での議論の中でインセンティブとして、積極的に全面禁煙に取り組んでいるところを認定するような仕組みがこれまでもあったようですし、そういった認定をして、例えばステッカーを配布して貼っていただくようなことで禁煙施設であることが分かるということで、そうした対応が可能であればと思います。

事務局：

そうですね、インセンティブとなるようなものを考えて、積極的に禁煙施設としての表示をしていただけるように考えております。

大西部会長：

委員の方から、この点についてはよろしいですか。

古川特別委員：

法律では屋内禁煙が原則となっており、喫煙専用室あるいは喫煙可能室を定める場合に標識を掲示することが義務付けられております。こうした標識がない施設は禁煙施設であるということになります。ですから、こういったことをきちんと広く周知することによって、屋内は原則禁煙だということを知らしめることも逆にあるのではないかと思います。禁煙施設であるということを表示することを妨げている訳ではないので、個々の店によっては自分の店が禁煙であることを表示することは構わないと思いますが、禁煙施設であるという標識を掲示しているところと、そうでなくても禁煙にしているところが混在することによって、余計な混乱が生じるのではないかとということが心配されますので、慎重に検討する必要があるのではないかと思います。

事務局：

道としては、法律では禁煙施設の表示義務はありませんが、観光客やインバウンドの方などを含めて、禁煙か喫煙かをはっきり分かっていただく意味では、禁煙施設の表示をしていただく方がよろしいのではないかと考えています。禁煙の表示、ステッカーなどを貼っていただく場合には、これからの予算議論になりますが、道の方でステッカーなどを作り、みなさんに貼っていただくことを考えていかなければならないと考えています。

加藤特別委員：

基本的に表示には賛成です。小規模飲食店でオーナーの意向で禁煙とする場合もあると思うので、やはり表示はあった方がよいと思います。ただし、条例に入れるかについては、

アクションプランに入れるなどして行動計画を立てて、そういった表示を徹底していく方法もあるのではないかと。

ちなみに、道では「おいしい空気の施設」にステッカーを配ったりしているのですか。

事務局：

禁煙の取組を行っている施設にステッカーを配っています。

加藤特別委員：

それに準じたものを道の方で考えるということですか。

事務局：

そうですね。条例に入れることができるのかを含めて検討をしていきます。

大西部会長：

じゃあそのあたりを検討していただいた上で、禁煙の表示を積極的に進められるところは進めていただくということでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

ありがとうございます。

続きまして、「その他、パブリックコメントによる意見、要望等への対応」について、事務局から説明願います。

事務局：

その他パブリックコメントで意見のあった主なものとしましては、

- ・学校等に隣接する路上、通学路での完全禁煙
- ・鉄道・地下鉄の駅、空港、バスの停留所周辺は全面禁煙
- ・集合住宅のベランダ等での喫煙、自宅の庭の喫煙規制
- ・スポーツ行事など屋外イベントでの配慮
- ・電子たばこも規制
- ・歩きたばこやポイ捨ての規制

といった意見がありました。

協議の方向性として、パブリックコメントを踏まえ、これらの取扱いについて、条例や施策でどのように対応するかについて協議をお願いします。

大西部会長：

なかなか細かい指摘ですとか、若干論点が条例からずれているようなご意見もあるので、これに全て対応するのは難しいと思いますが、こういった細かいご意見に対して、事務局の方で何か考えはありますか。

事務局：

全てに対応するのは難しいと考えておりますが、今後、道の施策の中で、道民の皆様や企業等に対して、普及啓発や協力依頼等を行うなど、幅広く行っていきたいと考えています。

電子たばこについては、現在、日本ではニコチンが含まれたものは販売されていないため、改正法の対象外となっていますが、今後の国の調査や研究等の結果を踏まえ、対応を検討していきたいと考えています。

また、歩きたばこやポイ捨ての関係ですが、既に道の条例で「空き缶等の散乱の防止に関する条例」がございまして、歩きたばこやポイ捨てが規制されておりますので、その条例との整合性を図りながら対応していきたいと考えております。

大西部会長：

細かいものに対応することは、直接条例に盛り込むのはなかなか難しいので、別の部分で対応できることがあるということなので、何かこの点について委員の皆さんからご意見等はございますか。

加藤特別委員：

タクシー内の受動喫煙について、車内で喫煙できるタクシーはあるのですか。

事務局：

私が知る限りでは全て禁煙だと思います。

加藤特別委員：

このパブコメの内容は、何を意味するのか。

事務局：

パブコメの内容としては、お客さんが乗る前にタクシーの運転手が車外で吸っているということで、車内でたばこの臭いがするというものです。

大西部会長：

それはサードハンドスモーク的という感じで、車から降りて吸ったんだけど、すぐに乗ってしまったので、車内でも臭いということがあったのかもかもしれませんね。

山内委員：

歩きたばこやポイ捨ての関係ですが、これは罰則規定として罰金を取りますよね。

事務局：

吸い殻を捨てた場合に、2万円の過料が設定されています。

山内委員：

徴収実績はどれくらい分かりますか。歩きたばこをしている人を見かけるので、どうなっているのかと思っております。

事務局：

担当部署に確認したところ、歩きたばこを実際に注意することは難しいということと、吸い殻を捨てたところを見て、すぐに何が出来るかということで、実際に過料が発生した実績は無いと聞いています。

大西部会長：

この受動喫煙の条例に関しても同じようなことと思いますが。

では、「その他」については、個別に条例に盛り込むということはせずに、他の形で対応

できるものは対応するということでまとめたいと思います。

以上で、部会としての方向性の整理については、全て終了しました。本日の部会意見をもとに、事務局において条例素案（案）を作成していただいて、部会長に最終確認を行うことで、決定という方向で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：

異議なし。

大西部会長：

ありがとうございます。ではそのような形で進めたいと思います。

（２）条例制定に向けた今後のスケジュール

大西部会長：

では、次に（２）の報告事項として、「条例制定に向けた今後のスケジュール」について、事務局から説明願います。

事務局：

条例制定に関する今後のスケジュールをご説明します。

条例素案については、本日ご議論いただいた内容を踏まえ、部会長にご相談するとともに、法制担当部署と調整した上で作成し、完成しましたら委員の皆様にもメールでお知らせいたします。

条例素案については、11月25日に道議会（保健福祉委員会）に報告し、翌日から始まる第4回定例道議会で議論が行われることとなります。

その後、条例（案）の作成作業を進めまして、「道民の健康づくり推進協議会（親会）」を経て、2月下旬から始まる令和2年第1回定例道議会に条例案を提案し、年度内に条例を制定する予定となっております。

なお、条例案については、素案をベースにして作成作業を進めていきますが、今後の議会議論の状況等に応じて、修正等が生じる場合があることをあらかじめご承知おきいただくようお願いいたします。

次に、条例の施行時期についてですが、条例の項目ごとの内容に応じて、法制担当部署などと協議の上、例えば条例制定と同時に4月に施行するものや、数ヶ月後に施行するものなど、調整の上、決定していくこととなります。

最後になりますが、本日の協議にありました「行動プラン」に係る本専門部会における検討については、今後の方向性が固まり次第、お知らせいたしますので、引き続きよろしくお願いたします。

大西部会長：

ただ今の報告事項に関しまして、何かご質問などございませんでしょうか。

各委員：

（質問等なし）

3 その他

大西部会長：

それでは、(3)のその他として、委員の皆さんから何かご質問等はございますか。

各委員：

(質問等なし)

大西部会長：

それでは、事務局から何かありませんか。

事務局：

本日の第8回目を持ちまして、条例に関する部会の開催は終了となります。

本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公表いたしますので、ご承知おき願います。

事務局からは、以上です。

大西部会長：

これで、予定の議事は全て終了しました。

スムーズな議事進行にご協力くださりありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局：

大西部会長におかれましては、本日も円滑な議事の進行を務めていただきありがとうございます。ありがとうございました。

閉会に当たりまして、健康安全局長の竹縄から一言ご挨拶申し上げます。

竹縄局長：

(閉会の挨拶)

事務局：

これをもちまして、第8回受動喫煙防止対策専門部会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。